

## さいたま市告示第1873号

### 市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように廃止したので、同条第3項の規定において準用する、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、見沼区はさいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において、緑区はさいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月22日

さいたま市長 清水勇人

#### 道路の種類 市道

整理番号	路線名	起点終点	重要な経過地
1	O 第328号線	さいたま市緑区大字大門字鶴巻2182番4地先 さいたま市緑区大字大門字鶴巻2192番1地先	
2	O 第329号線	さいたま市緑区大字南部領辻字稻荷下3939番7地先 さいたま市緑区大字南部領辻字稻荷下3939番10地先	
3	O 第334号線	さいたま市緑区大字大門字鶴巻2194番1地先 さいたま市緑区大字大門字鶴巻2374番2地先	
4	O 第336号線	さいたま市緑区大字大門字鶴巻2370番1地先 さいたま市緑区大字大門字鶴巻2358番地先	
5	20785号線	さいたま市見沼区大字御藏字木野下1295番4地先 さいたま市見沼区大字御藏字木野下1305番1地先	